

平成26年度第2回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第25回)

日 時：平成26年8月27日(水)午後2時00分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市副市長	大芝 正和
北杜市生活環境部長	名取 文昭
北杜市環境課長	早川 昌三
明野総合支所長	五味 正
上神取区長	川手 正夫
浅尾新田区長	長田 富丈
浅尾区長	篠原 眞清(代理出席)
中込区長	清水 孝雄
山梨大学名誉教授	中村 文雄
東京海上日動リスクコンサルティング(株)主席研究員	杉山 憲子
山梨県森林環境部次長	保坂 公敏
山梨県環境整備課長	笹本 稔
山梨県中北林務環境事務所長	大竹 幸二

○事務局

山梨県環境整備事業団副理事長	吉澤 公博(事務局)
山梨県環境整備事業団専務理事	秋山 孝(委員兼務)
山梨県環境整備事業団事務局次長	前島 斉(〃)
山梨県環境整備事業団総務管理係長	和田 政一(事務局)
山梨県環境整備事業団総務管理係長	佐野 強(〃)

○欠席

山梨大学工学部教授	金子 栄廣
御領平区長	三井 俊文
下神取区長	清水 浩二
浅尾原区長	杉山 努
東光区長	土橋 義輝

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 委員名簿
- ④ 安全管理委員会設置要綱
- ⑤ 資料1 最終覆土工事について
- ⑥ 資料2 埋め立てられた廃棄物の即時全量撤去の要望への回答について

## 1. 開会

### <司会>

では定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回の山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは会議に入ります前に、山梨県環境整備事業団の副理事長から皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

### <副理事長>

委員の皆様には大変お忙しいところ、本年度2回目の安全管理委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、前回の安全管理委員会におきましては、処分場からの放流水や周辺地下水の環境モニタリングの結果について、ご報告させていただき、排水基準や環境基準を十分達成していることを確認していただきました。

一方、現在進めている最終覆土工事につきましては、説明が十分ではありませんでしたので、本日改めて説明させていただきます。

ところで、ここに来て、異常気象ともいえる記録的な大雨が全国で頻発して大きな被害をもたらしていますが、本処分場も最終覆土を早急に実施して、より安全に管理していく必要があると考えます。

当処分場の最終覆土工事の内容については、様々な角度から検討し、十分に安全なものとなっておりますので、このあとその詳細を報告させていただきます。

簡単ではございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願い申し上げます。

### <司会>

それでは、会議に先立ちまして、委員の皆様にお配りした資料の確認をさせていただきますと思います。本日、お手元に配布させていただきました資料は、まず1点目が「次第」、続きまして「席次表」、続きまして「委員名簿」、続きまして「安全管理委員会設置要綱」、続きまして右上に資料1と書いてございます「最終覆土工事について」でこちらが全部で8ページございます。最後に「埋め立てられた廃棄物の即時全量撤去の要望への回答について」、以上の6点でございます。資料に不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

それでは、ここで会議に入りますが、会議に入ります前に、傍聴者の皆様にご覧いただけます。会議中は、入口や壁に掲示しました「傍聴者の注意事項」を遵守していただけますようよろしくお願いいたします。万が一、遵守されない場合は、退席をお願いすると

ともに、次回以降、本会議を非公開とすることもございますので、ご了承ください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただけるか、電源をお切りくださるようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い、会議を進めさせていただきます。当委員会は、安全管理委員会設置要綱第4条の規定により、委員長が議長を務めることとなっております。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

<議長>

お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。これから第2回委員会を開催させていただきます。なお、委員の皆様方におかれましては、議事が円滑に進められるようご協力をお願いしておきたいと思っております。

では議題の第1ですが、「最終覆土工事について」を議題にさせていただきたいと思っております。事務局からご説明をお願いします。

<事務局>

はい、それでは説明をさせていただきたいと思っております。資料1をご覧ください。まず一番初めですが、基本的な考え方、ということでございます。最終覆土工事につきましては、左側の①法令等、②埋立地の状況ということで、2つの側面から早急に実施する必要がございます。まず1番、法令等につきましては、当処分場は埋立終了いたしましたので、法令に基づきまして、廃棄物の飛散、流出、悪臭の発散を防止するため、速やかに厚さ1mの最終覆土を行わなければならない、ということでございます。右の方に移りまして、埋立地の現状でございますけれども、現在は覆土工事が進んでおりますので、多少埋立地内にあります段差、法面のことでございますけれども、こういったものが解消しつつございますけれども、まだ場所によりましては、厚さ20cmの覆土しかないところもございます。こうした形状は安定形状とは言えませんので、このままの状態で行きますと、非常に激しい雨や風などにより、覆土が流出し、廃棄物が露出・飛散する恐れがございます。従いまして、埋立地の現状の面ということを考えましても、速やかに1mの覆土で平らにする必要がございます。以上が最終覆土の基本的な考え方、ということでございます。

次に2番、覆土工事の一部変更ということでございますけれども、前回の安全管理委員会で覆土工事の内容について、詳しい図面を用いて説明を、というご要望がございましたので、ここの2番でこれから図面で説明をいたしますけれども、その基本的な考え方、どうしてこうなったかということについて説明して、図面の説明に移りたいと思っております。

2番目の一番左の欄にございます平成25年12月(概算設計)という欄でございます。このときに、安全管理委員会12月18日に行いましたけれども、内容といたしまして、閉鎖してすぐでしたので、概算設計ということで、埋立エリアにつきましては、貯留構造

物、堰堤のことをごさいますけれども、この天端まで土砂で平らに覆うという説明をさせていただきます。この標高は80.2mでございます。この概算設計の考え方ですけれども、法令基準に適合する内容で説明させていただいたところでございます。次に右の方に移りまして、26年4月（詳細設計）という欄がございます。ここに移る過程でございますけれども、大きな矢印の中にですね、国との調整、安全性の向上の検討、というふうに書かれています。これにつきましては、当処分場につきましては、途中で終わった、満杯にならなかった処分場ということで、非常に特殊なケースでございますので、環境省と埋立地を今後安全かつ安定的に長期間、維持管理するにはどういう方策がいいか、ということをお協議したところでございます。それを踏まえまして、安全性の向上について検討をし、平成26年4月には詳細設計ができあがった、という流れでございます。変わったところにつきましては2つございます。まず①でございますけれども、埋立エリアにつきましては約2%の排水勾配を付けて土砂で覆います。このことによって、水がですね、下流域に流れますので、貯留構造物の内側、埋立地側ですけれども、こちらに側溝を設けるといことが一つ。もうひとつは②のところを書いてありまして、貯留構造物の天端には遮水工、これは遮光性不織布とか上層、下層の遮水シートがあるものですが、これにつきましては天日にさらして日射とか鳥のついでみ、こういったことがないように土砂で覆う、ということにしました。1番、2番の施工に伴いまして、土砂がどうしても天端よりも上に参りますので、貯留構造物の外側、すなわち埋立地の外にですね、土が出ないように、土留のコンクリート壁を設置するということにいたしました。こうした施工によりまして、標高につきましては、前回説明した80.2mから50cm上がりまして、80.5mから、高いところでは80.75mになったということです。この詳細設計の基本的な考え方は下の丸の中に書いてありますとおり、安全性を向上させた施工内容ということで、埋立地を安全に管理するために、様々な施工方法を取り込んだということでございます。

それでは今ですね、申し上げたことについて、図面で詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますので、2ページをご覧ください。図1-1ですけれども、最終覆土の完成平面図ということです。

この図面につきましては、右側が上流側、左側が下流側、上の方が右岸、下側が左岸というふうになってございます。中央の茶色の部分につきましては、1m以上の覆土を行う部分ですけれども、上流側から下流側に向かいまして約2%の排水勾配をつけます。

また、左岸側及び右岸側に向けまして、ほぼ中央から左右に排水勾配を設け、多量の雨が降った場合、埋立地内に雨水が浸透しきれないということになった場合につきましては、下流方向とか左右の岸の方向にですね、そちら方向に水が流れるようにして、その先に排水路を設けまして、速やかに埋立地の外に排水できるようにいたしました。

排水施設につきましては赤色の線で示しております。設置場所につきましては、下流側

の貯留構造物、堰堤でございますけれども、その内側、あと左岸、右岸のきわに設けることとしております。なお、排水設備につきましては、土側溝を設置する予定でございますけれども、その構造などにつきましては、後ろの方の図面が詳しく示しております。そちらで説明をさせていただきます。

次に、灰色の部分につきましては、法面、斜面になっているところでございます。現在、そこには廃棄物はありません。しかしながら、そこには遮水シートや遮光性不織布などの遮水工が設置されておりますので、これを保護するために、モルタル吹付を行うこととしております。これにつきましては、また後ろの方で詳細な図面がございますので、そこで説明をさせていただきます。

次に縦断図、横断図について説明をいたしますけれども、この図面につきましては、この図、2ページの図面ですけれども、真ん中ぐらいにAAと書かれた横線がございます。ここを切った形がこれから説明する3ページの縦断図でございます。次に縦に①、②、③と線が入っております。ここを切ったものが4ページの横断図ということでございます。

それでは3ページをご覧ください。縦断図をご説明いたします。

図面の右側が上流側、左側が下流側でございます。ここに約2%の排水勾配を設けます。図の左側の貯留構造物の内側に排水溝、土側溝を設けることとしております。この貯留構造物付近の排水溝や覆土の方法につきましても、後ろの方の図面が詳しく示しておりますので、そこで詳しく説明いたします。

次に、4ページをご覧ください。横断図でございます。横断面につきましては、左岸、右岸の両方向への排水勾配をつけ、その端に土側溝を設けることとしております。

5ページをご覧ください。これは覆土表面の雨水の流れる方向を青の矢印で示しております。埋立地に降りました雨は、基本的には、覆土の中にしみ込むこととなります。しかしながら、降水量が多い場合につきましては、覆土の中にしみ込みきれず表流水となって、上流から下流もしくは左岸側、右岸側へ、矢印のとおり水が流れます。

その表流水につきましては、下流へ流れたものは、赤線で示しました土側溝①、②に入りまして、埋立地の外側に排水をされます。また、左岸側、図面の下の方になりますけれども、こちら側に流れたものにつきましては、土側溝の⑥、⑦、そして既存のU字溝⑧へ入り、赤の矢印に沿いまして、外に排水されます。次に、右岸側、図面の上方になりますけれども、こちらの方に流れたものにつきましては、土側溝の⑤、④、③に入りまして、先ほどと同じように埋立地の外に排水されます。

埋立地の上流部、図の右側に、「覆土0.14ヘクター」と書いてある部分、白色のエリアがございます。ここにつきましては、廃棄物が入っていません。しかし、ここも開口部というとらえ方でございますので、1mの覆土を行い、雨水を排水できるよう土側溝⑨を設けることとしております。

埋立地内に、排水勾配と排水溝を設ける理由につきましては、埋め立てました廃棄物が

時間の経過とともに、分解や圧縮されまして、不等沈下、これは不特定の場所で地盤が沈むこととございます。それによりまして、水たまりが生じたり、水みちができて覆土が浸食されたりする恐れがございます。これに対応するため、より安全にかつ適切に埋立地を管理するため、排水勾配と排水溝を設けるものでございます。

この排水溝につきましては、土側溝を設置いたします。これはコンクリート製のものではございません。土の素掘りの物といたしましたが、その理由については、次のページで詳細に説明をしたいと思います。

6ページをご覧ください。貯留構造物付近の詳細図をここに示しております。

排水溝につきましては、一般的にはコンクリート製のU字溝などを使用します。しかしながら埋立地内は、先ほど説明した不等沈下が生じます。場所によっては、設置したU字溝の排水勾配がなくなったり、逆勾配となる可能性もあります。これをもし修復する場合につきましては、U字溝の基礎から全て掘り返しまして、改めて正しい勾配で設置し直さなければならないこととなります。

こういったことを勘案いたしますと、埋立地内の排水溝としては、日常的な点検、管理の中で、地盤の不等沈下や激しい降雨による破損などに柔軟に補修できる体制が良いということで、素掘りによる土側溝の方が優れているというふうに判断をいたしました。

なお、土側溝、これから設置予定の土側溝につきましては、底の幅が300mm、上部の幅が1200mm、深さ300mmというかなり大きな断面の側溝を予定しております。

次に、この土側溝を設置する位置でございますけれども、遮水工にあまり近いと遮水工を損傷するリスクがございます。そうしたことから、貯留構造物の少し上流側に設けることといたしました。また、この位置には、既に廃棄物が貯留構造物より1m下まで埋め立ててありますので、その廃棄物から上に覆土1mを確保するというは法令で決まっていることとございますので、図面にありますように、土側溝の底につきましては貯留構造物の高さ、というふうになります。

さらに、貯留構造物の天端、一番上のところですが、ここには遮水工の先端部分が設置してあります。ここに上層の遮水シートとか下層の遮水シートが袋とじされ、ここで留まっているという状態になっております。

仮に最終覆土を貯留構造物の高さに合わせた場合につきましては、この遮水シートを含む遮水工が維持管理期間中、ずっとむき出しの状態になってしまいます。保護マットはあるとは言え、日射、これ紫外線ですけれども、そういったものとか、鳥がついばむ、というようなことで穴を開けると、こういったことで、経年劣化することは避けられません。

こうしたことから、この部分についても土砂で覆った方が、今後遮水工を安全に維持管理することができますので、天端の上の遮水工の上部を約400mm程度、覆土することといたしました。

今2つほど説明しました、土側溝と遮水工の覆土、こういった施工に伴いまして、土砂

が埋立地の外へ流出しないよう、貯留構造物の天端上に幅300mm、高さ500mmのコンクリート土留を設置いたしました。この点につきましても、やはりより安全かつ安定的に維持管理ができるよう、工夫した点でございます。

なお、このコンクリート壁については、このページの右側の上部のところに安定計算をしております。重力式のコンクリートによる土留工となりますけれども、土留の背面部の土の圧力、そして支持基盤、支持基盤というのは貯留構造物のことでございます、これについて計算した結果、土留工が横に滑るとか、倒れたり、こういったことがないことを確認しております。従いまして、構造上、何ら問題ない構造ということでございます。さらに、念には念を入れまして、この土留工と貯留構造物との一体化を図るために、差筋というものも入れて、より堅固にコンクリート壁と貯留構造物をつなげることにしております。

それでは、7ページの図4をご覧ください。この図につきましては、モルタル吹付工と左右両岸の側溝の詳細図でございます。

処分場の法面につきましては、昨年12月の安全管理委員会において説明したとおり、モルタル吹付を施工し、遮水シートなどの遮水工を保護することといたしております。

また、埋立地の左岸、右岸の脇には、図3、先ほど説明したものと同じものですが、同じ土側溝を設けることとしています。

これらの側溝につきましては、このページの右側の上部にございますとおり、それぞれの側溝に雨水が入る排水面積をもとに流量計算をしました。今申し上げました排水面積につきましては、少し戻りまして、5ページの図2をご覧ください。それぞれ土側溝の番号が1番から9番までございます。8番は既存のU字溝でございますけれども、そこにですね、覆土何ヘクタールという表示をしてあると思います。これがそれぞれの側溝に対する排水面積ということでございます。なお一部につきましては、覆土の表面だけではありませんで、法面からの雨水が入る構造になっておりますので、覆土部分の面積、法面の部分の面積、これを合わせたものがそれぞれの側溝の排水面積となります。

こうしたことで、7ページに戻っていただきまして、右上の方の雨水の流量計算を見ていただきたいと思います。先ほど説明いたしました排水面積のほか、側溝の断面、勾配等により、排水できる能力を算出しております。下の方の条件の表で示しましたとおり、雨量につきましては、10年確率、時間当たりの雨量で申しますと110.8mmという、非常に強い雨を想定して計算しておりますけれども、こうした条件でも、十分な排水能力を有することを確認しています。

なお、これらの土側溝につきましては、処分場の閉鎖から廃止までの間、それをより安全に維持管理していくために設置するものでございます。最終的に排水溝につきましては、U字溝など、コンクリートでできたもので、設置することも可能ということでございます。

最後になりました、8ページをご覧ください。覆土工事の進捗状況であります。写真の一番下が直近の状況です。特にですね、写真2枚、右左の左の方をご覧ください。写真の

一番右のところは貯留構造物、堰堤でございます。ほぼですね、貯留構造物の高さぐらいまで覆土されていることがわかります。これによりまして、一番上の写真、左側の一番上の写真ですけれども、異常検知により調査したときにですね、掘り込んだ部分、これがかなり解消されてきて、埋立地全体といたしましても段差が少しずつ解消されつつあるということがご確認できるかと思えます。

以上で最終覆土について説明を終わらせていただきます。

<議長>

どうもありがとうございました。ただ今、事務局からご説明がありました。ここでご意見、ご質問がございましたら、お聞きしたいと思います。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

今説明していただいた資料1ページの最終覆土工事について、この流れの中に従って質問させていただきます。いくつかありますのですみません。お時間いただけますか。まず最初、基本的な考え方の中で、埋立地の状況について説明がされております。これは確認という意味で教えていただきたいと。底地、いま現状ですね、埋め立てた跡がですね、段差ができていくところがある。今までの説明ですと覆土が1m、ということですから、まあ理解として均等に1mの覆土をするということになると、当然下が凸凹ですから、表面の覆土した後も凸凹になるけれども、これはそういうことはなくて、覆土が1mというのはあくまで基準であって、最低限1m以上確保ということで、場所によって凸凹しているところは1m以上の覆土になる、という理解でいいのかどうか、ちょっとまずそこからお願いします。

<議長>

ただ今の質問に対して、事務局からお答えください。

<事務局>

はい、今委員がおっしゃられたとおりです。

<議長>

よろしいですか。

<委員>

はい。次ですが、2つ目の覆土工事の一部変更の部分で確認をさせていただきたいのですが、まずですね、昨年の12月の概算設計の内容が書かれている部分で一番下に丸の中に法令基準に適合する施工内容であったと、昨年の12月のものがですね、というふうに書かれております。そして真ん中の今回、平成26年の4月、環境省の指導・協議の内容、指導を受けて変更をされております。そして一番下のところに、安全性を向上させた施工内容、という表記がされております。ここの2つのことについて、この表現についてまず確認をさせていただきたいと思いますが、当初平成25年12月に設計した内容は、法令基準に適合する内容であった、要するに堰堤のところから始まっている遮水工、それは露出している形的设计というふうに理解できるのですが、という内容が、それが法令基準に適合していた、というふうにここに書いてありますが、まずそこは間違いありませんか。

<議長>

事務局からお答えください。

<事務局>

はい。埋立地の開口部というのは、貯留構造物の天端の部分までということですので、今委員の方からご質問がありました、天端の上の部分、ちょっとはみ出していると申しますか、上の方に、そこにつきましては、開口部という取り扱いではございません。したがって、法令上は、開口部を塞ぐ必要がございますので、12月の設計の時点では法令基準に適合していた、ということです。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

前回の説明でもあったのですけれども、堰堤より高く積むという、覆土をかき上げすることについて、「今後開口部を全て塞がなくてはならないから、土を入れざるを得ないので

す、ということで変更しました」という説明がされていますが、そこが今の説明ではよくわからないのですが、では法令上はこの堰堤の一番上の天端のところに出ている開口部は、開口部にはならないって言い方をされたような気がするのですが、どう考えたって開口部だと思いますけれども、その部分では覆わなくていいというのが法令で定められた基準という理解でよろしいのですか。

<議長>

委員の質問に対して、事務局からお答えください。

<事務局>

すみません、前回の安全管理委員会で、その天端の部分も開口部と同じように土砂で覆うという意味で、開口部的な話をさせていただいたからだと思います。ただ、確認したところですね、厳密に言えば、開口部というのは天端の際までですから、そこからさらにですね、貯留構造物の天端から最終覆土1 mを覆う必要はないということです。あくまでも天端の部分までが開口部です。際ですね。

<委員>

はい。

<議長>

よろしいですか、どうぞ。

<委員>

という説明であるならば、何もここより高く覆土をしなくて、スタートは開口部と同じ高さにして、傾斜が必要であれば、そこから傾斜をつけていく、ということで私は何の問題もない、法令上、というふうに思うのですけれど、その部分、どうして今回覆うように、土で被せるようにしたのですか。その明確なわかりやすいご説明をいただきたいと思います。

<事務局>

それでは図面でご説明した方がいいかと思っておりますので。

<委員>

はい。

<事務局>

図3をご覧ください。まず、右側の方で。

<委員>

図3は6ページですね。ページで言ってください。

<事務局>

6ページの図3でございます。右側の方、茶色く塗られた上のところに、2.2%という表記がございます。これが排水勾配の2%です。この理由につきましては先ほど説明したので、ここでは省略させていただきますけれども、その2%の排水勾配をつけるということに伴いまして、この図の中央に土側溝という表記がございます。2%の排水勾配と言いますと、上から水が流れてくる場合がございますので、ここには土側溝をつけなければならないということになります。この土側溝につきまして、一番底の部分でございますけれども、底の部分につきましては、天端のところ標高802mなのですけれども、その下801mのところまで廃棄物が入っておりまして、その上に1mの覆土があります。1mの覆土を確保するということになると、どうしても天端と同じ高さのところは土側溝の底になります。そうしますと30cmの深さの土側溝を作ることが必要になります。もう一つの条件として、貯留構造物の上の遮水工につきましては、先ほども少し説明をさせていただきましたけれども、これから5年、10年ずっと野ざらしにしておきますと、どうしても遮光性不織布があるとは言えですね、そうしたものが劣化すると。あと、鳥が穴をあけて遮水シートに直接紫外線があたるというようなこともございますので、やはり長期間安定的に管理していくというようなことになると、そこにつきましては、土砂で覆っておいた方が安全である、ということ。以上の2点を考慮しますと、この図のとおりですね、貯留構造物の天端よりもですね、50cm高い覆土になります。そうしますと、この土が貯留構造物の外側に、いわゆる流出するということがございます。そうしますと、そういったことがあってはなりませんので、左側の方に土留のコンクリートということになりまして、これを設置することによって、その裏側、この図面で言うと右側ですけれども、この土の圧力に耐えるだけの土留工を設置すると。さらにその土留工は50cmなのですけれども、天端の上のですね、遮水工の覆土につきましては、やはりまたそれも50cmしますと、もしかしたらその外に出てしまう可能性もありますので、約10cm下げまして、40cmの覆土ということでございます。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

はい、議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

ちょっともう一度説明の中で聞きそびれたことがございまして確認したいのですが、覆土する前の堰堤のところのゴミの一番高いところはどのくらいとおっしゃいましたか。

<事務局>

801m。

<委員>

そして、堰堤はフラットで802ですね。

<事務局>

天端の802です。

<委員>

802。そうすると、通常から言えば、801の高さのところへ、法令に従って1m覆土するから、802で。それでいいということなのですよ。

<事務局>

はい。

<委員>

ところが、排水溝を設けるから、その分そこは30cm掘り下げてしまうということで、1mの覆土の確保ができない。だから盛るということですか。

<事務局>

はい。それともう一つは、天端上にある遮水工を土砂で覆うという2つの。

<委員>

そうするとその2つについて新たな疑問が湧くのです、あらたな疑問が。ゴミの高さをなんで801までしたのですか。なんで801まで埋めてしまったのですか。当然そこから上は法令で1mが決まっている。そこで天端だけど、それでいいのでしょうか、今言う排水の心配をしなくてはならない。当然流れる水のことを考慮して、当初フラット、平らにやるやつを傾斜をつけるわけですから、当然しなくてはならない。そういうことも加味して考えれば、ゴミは十分801に至らない、800mぐらいのところまで埋めるのを抑えるということが当然素人でも考えることだと思いますが、なんでそんなに土留を上回るような、覆土を上回るようなところまでゴミを埋めてしまったのでしょうか。まずその点を教えていただきたいのと、開口部と言いますが、堰堤の一番上の遮水工のシート、不織布を留めている部分は露出しているでもいいのだと、法令上、という説明をされていましたが、普通考えると、ここはこの6ページの絵でも見ていただいてわかるように、この遮水工がずれないように、一番天辺で固めている部分なんですよ、留めている部分なんですよ。ここが要するに日光にさらされたりして破れたりすると、ずれ下がってしまいますよね。普通素人が考えると、一番守らなければならない場所だという気がするのですよ、ここは。だから、もし法令上で全くその考慮がされてないとしたら、私はその法令自体が非常におかしい法令だと思いますし、常識的に考えれば、土は天端で留めていいけれど、露出してしまっているこの大事な不織布を止める、遮水工を止める大事な部分を守る別途の手当てがされるのが当然のことなのかなと、いうふうに思いますけれど。その点は本当に法令上、そこをそういう処置をしなくてもいい、それでいいという内容であるんですか、国が示している基準が。その2点、ゴミをなんでこんな高さまで埋めてしまったのか、それを教えてください。

<議長>

事務局でお答えくださいますか。どうぞ。

<事務局>

まず、1点目でございます。当初の計画につきましては、今委員がおっしゃったとおりですね、天端の802mから真っ平らに覆土をするという計画でございました。それにつきましては、先ほど経過を説明したとおり、環境省との協議等によってですね、やはり2%勾配していた方が良く、ということが決まったと。従いまして、当初の計画であれば、802mのところですね、平らに覆土をいたしまして、土側溝もいらなかったということでございますので、801mまで廃棄物を埋めても特に問題がないということで埋立を行ったということでございます。2点目につきましては、答えにくい部分ございまして、国の法律についてその部分に何か手当がないのかというようなご質問だと思いますけれども、今のところ私どもとすると、法律の基準に基づきまして設計をしたので、ちょっと答

えにくい部分があるのかなという気はします。

<委員>

答えにくい云々の問題ではなくてですね、この計画を当初許可しているのは県ですよ。これ廃掃法に従って最終的に処分場のこの設置を許可しているのは、山梨県ですよ。事業団が申請をして、これは法律で県が、知事が許可することになっていますから、法律にのっとって、知事が許可したのだと、こう思いますけれども。そのときに、その計画の中で、当然最終の覆土のものも、そういう形で処理するというものがあったと思いますけれども、そのときにこの処理の仕方について、県は許可するにあたって、これは事業団のみなさんというよりも県のみなさん、許可するにあたって、ここの今言った留めている部分が全く処分場の閉鎖後も日にさらされてしまうという状況になる内容で許可がされているのですけれど、そのことについて環境省の指導は得て、そのうえで当然許可をされていると思いますけれども、そのときに、環境省から何か国の基準との絡みで指摘がされていないのでしょうか。そこでは、少なくとも問題ないから許可したということで良いのでしょうか、環境省は。そうすると、環境省の考えが、最近変わったということにもなるような気もするのですが、その辺はどうなのでしょう。

<議長>

どうぞ。

<委員>

設置の許可の書類を確認はしました。先ほど言いましたとおり国の基準にはそこまで記載がありませんので、そこのところを覆うとか、そういった部分が制限にはなっておりませんので、今言われたように、露出したままということで許可を出しております。具体的に設置許可申請書に何かそういう具体的な記載は特に残っておりませんでした。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

そうすると、それに対して今回相談に行ったら環境省がその留めてある露出する部分も隠さないと、覆わないとだめという指導をもらったのですか、なかったのですか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

環境省から具体的に、ここの部分について覆いなさいという指導があったわけではございません。環境省とはここは途中で終わった埋立地でございますので、あまり全国に当然例がございませんので、こういったものを安全かつ安定的に管理していくという基本的な考え方について調整をして、それを踏まえまして私どもの方で安全性を向上させる施工内容、ということで設計をしました。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

そうするんですね、山梨県が許可した内容では安全性が確保されないという理解、判断をされて、事業団はここをやっぱり土を載せないと、隠さないはずだと思って、今回の設計変更をしたという理解でよろしいのでしょうか。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

そこはですね、この処分場の考え方そのものがそうですけれども、より安全に、これから10年とか維持管理をしてかなければなりませんので、それは関連法で適合するという事だけではなくて、より安全に適切に維持管理をするために、一番よい方法はどのような形かということを検討した結果ということになります。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

そうするとですね、私はまたそういう説明をされるとがっかりしてしまうのですが、山梨県が許可をするときに、日本一安全な様々な手立てを加えた処分場ですと、だから地元のみなさん安心して任して事業をさせてください、という説明を受けているのですが、そもそも許可の段階で問題が発生する可能性、安全に立って考えれば手当をしなくてはならない、そこが欠けた許可が下されたという理解でよろしいのでしょうか。

<事務局>

いや、そういうことではございませんで、私どもとしては申請した内容を踏まえまして、より安全に、現時点でですね、現時点で閉鎖してこれから廃止に向けて適切な維持管理をしていくうえで、一番適切な、最高と思われる内容としたということです。

<委員>

わからないな。いいですか。

<議長>

続けてよろしいですか、今の件で。何か補完的にご説明することはございませんでしょうか。新たなご質問を受けてよろしいですか。ではどうぞ。

<委員>

今のことです。私たちからすればですね、貯留工の天端の上に、あらためてコンクリートの縁石を設けること自体が、非常に大丈夫なのかなと。ここには手当てを講じて危険性はありませんよ、って言っている。そもそもそんなことをする必要はないように、本来は天端で土を止めればいい、そのほうが安全だと思うのですよ。傾斜が必要であれば、802mの一番天辺からスタートして2%の傾斜で埋めることは十分できるわけですから。それでやってもらったほうが、土が流れ出すとか、どうのこうの、水がどうのこうのの心配がないような気がする。なぜなら、天端の遮水工のところは、国の基準では別に覆わなくてもいい、それで安全性が十分保たれるのであれば、それはそれでかえって土が流れ出る、流出する危険性を阻止するためには、せっかくのしっかりとした堰堤があるわけですから、その堰堤の天端からスタートして2%してやることのほうが、安全のような気がするのですけれど。そういうことではないのでしょうか。だって、ダムの堰堤の上へまた改めて工作物を設けるといことは、逆に当初の貯留構造物の安全性を損なうことにつなが

る可能性だって、考えによって出てくるのではないですか。本来手をつけるところじゃないでしょう、この堰堤は。あらたな加工、工事を、手を加えてそこへ工事をするなんて本来すべきことじゃないし、そもそもの堰堤の強度そのものへの影響だって、どの程度は別にしても、影響は出てくるように私たちは感じるのですけれど。

<議長>

先ほど説明していただきましたけれども、もう一度ご説明いただけるようでしたらお願いいたします。

<事務局>

今委員の方からご指摘がありました、802mからスタートいたしますと、その下に土側溝、2%の勾配を付けるという仮定でいきますと、どうしても土側溝それより30cm下になります。そうすると、その直下は1mの厚さの最終覆土が確保できないという状況になりますので、やはり土側溝の底面部につきましては802mの地点からスタート、ということになります。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

あのですね、そもそも論なのですけれど。環境省が、要するに皆さんは、県の許可が出た段階で、どういうふうに環境省と相談してその設計をしたのか知りませんが、堰堤で真っ平らにすれば、何の問題もないと、基準に合っているとって作ったのでしょうか。ところが、いよいよ覆土をする段階になって、環境省に相談にいったら、平らだったら困るよ、傾斜をつけて水を流すようにした方が将来の安全性を確保できます、という指導をされたということじゃないのでしょうか。ということはですね、そもそもの設計の段階はどうだったのですか、許可されたときの。真っ平らにするっていう。そのことを言っているのですよ。今言うとおりの801mに土がある、その上に覆土が1m、そこから土側溝作って30cm下げれば1mないなんて、誰だってわかりますよ。そんなことを私は聞いているのではないのですよ。そもそも平らでいいと、基準に従って、土側溝なんていりませんよっていう計画で。それも環境省の指導を受けてやっていたのでしょうか。それが何年ですか、5年も経たないうちに、環境省からそんな指導をされるような、その経緯がわかるように

教えてください。なんで環境省はそういうふうに方向が変わったのですか。その辺の経緯を率直に教えてください。私がもし納得できないような説明を繰り返すようだったら、環境省とみなさんがやり取りした文章があると思いますから、その文章をこの委員会へ出してください。環境省がどのような指導をしたのか知りたいから。

<議長>

いかがでしょうか。どうぞ。

<事務局>

環境省との協議につきましては、やはり先ほどご説明したとおり、非常に段差が残る埋立地であるということと、埋立が最後までされないということがありまして、通常の法令の基準に従って管理していくことが、設計ができないということでございまして、そこはこういう状況で終わりましたけれども、今後維持管理をしていくにはどうしたらよろしいでしょうか、ということをお伺いしました。

その中で基本的な考え方として、埋立地につきましては、どうしても埋め立てた廃棄物というのは、時間が経つと容積が減ってまいります。場所によって地盤が沈むということがあります。それをもし真っ平らな状態にして、私どもはそういう計画で出していたのは事実でございますけれども、そういったことよりも、やはり排水勾配を付けて、長年管理していくには、こういう不陸と言うのですけれども、そういったものに対応できるように、安全に管理していくことがベターではないのかと、という指導をいただいたところです。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

まあ、あの。安全な、他県がやっていないような考慮までして、設計して許可した処分場ですと。安全ですと言ってスタートしている処分場。また、ゴミが、年数が経過すれば容積が減って下がるなんてことは小学生でもわかる。そうすると、凸凹が出てくるなんてのは。それも考慮しないで安全な処分場です、と言っていたということなのですね。まず1点。平らにしたということは。

<事務局>

あの、まず計画時につきましては、今委員がおっしゃったとおり、802mで平らに覆うというような計画をしたことは事実でございます。ただ、私どもとすれば、基本的な考え方として、環境省の指導もありますけれども、今後長いことこの処分場を維持管理してかなければならない。これは、設置したときと全く同じように、閉鎖をしたとはいえ、今後日本一安全に維持管理していくという考え方のもとにこうした設計をしたところです。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

あのですね、私はこの安全管理委員会で再三、みなさんの耳には痛いでしょうけれども、この委員会は安全っていうものをしっかりと担保しなくてはならない大事な委員会だから、特に、私たちこちら側にいる人間は地元の人間だから、安全性についてはしっかりと確認をして、事業団、県の方へお願いしてその確保を図っていく、そういうために私たちはこういう席にいます。今議論している覆土が上がってしまった、天端より上がってしまった、上げざるを得なくなった事実は、先ほど来、後付けのような説明を、いろいろな説明をされています。天端の上の露出する遮水工を、指導がないけれど隠さなくちゃならない、それがより安全だから、私たちはそう考えてやったとか。環境省の指導は細かいけれど、私たちは、あたかも配慮で、安全性を確保するための配慮をしてやったみたいな説明をするのですけれど、事実はそうじゃないでしょう。問題が起きずに、途中で2度にわたって掘り起こすなんて問題なく普通に埋めていれば、当初計画通りやったでしょう。掘り返して埋め戻すのに、当初埋め立てた状況と同じように持って行けなくて、高くなってしまった。だから、この問題が発生したんじゃないですか。なんでそう説明しないのですか。そうでしょう。埋め戻したものを当初埋まっていたと同じように元通りにやっていたら、こんな問題は起きないじゃないですか。当初の計画通り801mでフラットになって、そのまま計画通り1mの覆土をすればおさまっていたことじゃないですか。それができなくなって、覆土を、上へ土をまだ覆わなくてはならない、要するに、堰堤より高くならざるを得なくなったのは、掘り返した土を埋め戻す時に、埋戻しが元通りにできなかったってことなのでは。高くなってしまったからやむを得ずこうせざるを得なかったってことなのでは。底地が凸凹なんていうのは、ならせばいいんじゃないですか、覆土する前に。覆土する前の底地が凸凹だからというのがもし理由なのだったら、そんなのはならせばいいじゃないですか。覆土じゃない、ごめんなさい、埋め立てているゴミの表面

が凸凹だったらならせばいいんじゃない、平らに。なんでもないことじゃないですか。だけど、平らにならすことのできない理由があったから、こういうことにつながってきているのでしょうか。そうじゃないですか。そこをわかるように説明してください。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

あの、確認なのですけれども、今委員がおっしゃられたことなのですけれども、2回目の異常検知のときに掘削をいたしました。そこに廃棄物とかですね、土もそうなのなのですけれども、同じように戻した。それが元のよりも高くなってしまったという意味でおっしゃられたということでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

そもそもですね、覆土をするのに覆土の計画もあるでしょ、埋立地の。えっと、何センチでしたっけ、ゴミは。1mですか、1mゴミをやったらその上に50cm。これに基づいて埋立をしてきているわけですよ。そうすると、今問題になっているエリア、下の面ですね。2面ありますね、埋め立てる部分が。その下の部分は、常に平らにできるじゃないですか。

<事務局>

すみません、ちょっとおっしゃっている意味がわかりません。

<委員>

いえ、だから。ゴミが1mですか。

<事務局>

あのそこはですね。要するに計画通りに終われる処分場であればですね、どこまでゴミを埋めて、そのあと最終覆土をしてっていう計画通りできたわけですね。この処分場はあ

あいう形でもって途中で今閉鎖をしてしまいましたので、基本的にゴミの移動はなるべく避けるべきではあるのですね。ですので、凸凹の状態が生じている。

<委員>

それが理解できないのです。いいですか、ゴミは当初の予定の22%しか入っていないのですよ。普通考えれば、堰堤の上まで来ないでしょう。いえ、堰堤までなんて来ないでしょう、普通考えれば。当初の計画で100%埋めてあったって堰堤で、覆土して堰堤で止まるものですよ。それが22%しかゴミは現実なくて終わっちゃっているだから、なんでそんなに高くなるのですか。

<事務局>

それはですね、あの、この堰堤の部分が一番底の部分なんですね。ですから当然堰堤に近いところから埋立を始めて行きます。現にですね、全てその堰堤のところは801mまで入っているわけではありません。今、一部ですけれども801mまで埋立を終了している段階で閉鎖になったということです。当然奥の上流側から埋め立てていくということではなくて、下流から埋め立てますので。

<委員>

その801mが一番高いのですね。要するにゴミの段階、最終覆土しない、前の段階。ゴミに仮の覆土をしますよね。それをした段階で一番高いところが801mですか。

<事務局>

それはちょっと待ってください。堰堤の近くの面は801mです。

<委員>

801mで。実際に一番高いところはどのくらい、現状で。

<事務局>

上流部では803.5mまで入っております。

<委員>

そうすると、その803.5m。堰堤のところでは801で、高いところは、覆土をする前の段階で高いところで803m。では、2mの高さの差は何なのですか。なんでそんな2mも高さの差が出てしまうのですか。常識的に考えれば計画通り最後平らに埋めるのだから、そこへは1mの覆土をして平らにするのだから、その覆土する前の状況はなるべ

く平らになるように埋めるっていうのが通常だと思うんですけど。

<議長>

どうぞ。

<委員>

埋立地なのでですけども、まず傾斜がついているということと、当初計画でも、先ほど委員が言われたように2段になっていた。下の方の貯留構造物があるところの平らの面のところが、現状よりも小さかったです、平らの面が。そのあと、土の堰堤を作ってですね、またその上にゴミを入れていくという計画だったもので。ですので、埋め立ての高さが奥へ行けば高くなっていく、という形になっています。

<委員>

よくわからない、土の堰堤をする。

<委員>

途中で終わってしまったので、今ずっと平らになって、後ろのほうがこうちょっと盛り上がっている格好で、1段目の平ら地が大きくなっているんですけども、当初は貯留構造物から、ちょっと私は距離はわからないんですけども、そこは平らになったところで、土の堰堤を作るなかですね、その裏の方へゴミを入れて、2段目の高さの平らな面を作るという形を考えていました。ですので、今現在、奥へ行けば、ゴミの高さが少し高くなっているっていうのは、そういうことで、いずれそこはだんだん上へゴミを重ねていくものなので、計画的に1mとか1m50入れて、中間覆土をして入れていくという形で計画をしていたものです。

<委員>

おっしゃるところはあれですけども、じゃあなんで計画の段階で、もちろん最初の堰堤に近い面は傾斜があるから、当然傾斜が出ると言うことでしょ、埋め立てていけば。傾斜が出るっていう説明ですよ。

<委員>

ずっと奥の方はゴミが高くなる。

<委員>

高くなるっていう、要するに堰堤から延びれば傾斜ができるっていうことは、もう想定

をされているのですよね。

<委員>

傾斜というか、ゴミが高くなる、その2段目になるところから。

<委員>

そうすると、ごめんなさい。底地は2面だけれども、埋め方としては3面になるようなことを考えていたってということですか。

<委員>

埋め方としては3面とは。

<委員>

いや、底地は2面ですよ。

<委員>

最初の最終形は。

<委員>

最終は2面ということですよ、じゃあ。あ、ごめんなさい、最初は2面ですよ、スタートは。埋まっていない段階で、堰堤に近い面とそして。

<副理事長>

3ページの縦断面図を見ていただきたいと思います。この縦断の茶色の線が、これが最終覆土の印です。その上の方に斜めに順に上に上がる、最終820という数字が書いてありますけれど、上に線がありますよね。これが、当初、これは厳密にそうかどうかあれなのですが、当初計画をした、廃棄物を埋めていったときにこのくらいの高さになるというものです。ですから、この左の方がですね、802で平らになっていると思いますけれども、802で、②のちょっと左ぐらいのところで、平面なところが終わって、そこからここに7段の土の堰堤を順にこう積んでいきまして、その裏側に廃棄物を入れていくと。そして最後その③の右側の方から平らの面ができて、820mで平らの面ができる。ですから、最終的には当初は前面の方が幅が狭いフラットのところ、そして背面の方がですね、広いフラットがでるような、そういう廃棄物の埋立を考えていた、というところですよ。

<事務局>

すみません、上の方とすればですね、厳密にいうと、廃棄物が入って、埋まる線ではなくて、現状で両側にある、すり鉢状になっている法面の高さです。ただ、おおむねその高さに合うように最終は埋め立てていく。

<委員>

そうすると、最初の計画で全部埋めた後の最終覆土というのは、今ご説明いただいたこの 820mから左側に堰堤に向かってきているこういう傾斜で、多少なりとも合わなくなるかどうかは別にしても、こういう傾斜のついた埋立を想定したということですか。

<委員>

よろしいですか。

<議長>

委員さん。

<委員>

私が確認した施設の許可をした埋立後の図面では、基本的には傾斜はそんなについていない。堰堤のところでもまず1段あるとして、さきほど言いました土堰堤のところでも新たに1段作って盛り上げる。そこは斜面になります。また平らにやって、ということで、その平面がいくつあったかは記憶はないですけれども、少なくとも2つの平面というのはできている形であると。斜面になるという考え方ではなくて、基本的に段ができる考え方。ですから、先ほどから言われている堰堤の高さより上ということのは、もともと奥に行けば斜面を作って盛り上げていく計画になっていますので、今現在廃棄物が埋まっているのが容量ベースで23%ということになっています。ですが、これから盛り上げていくので、あと7割くらい埋めるという計画になっています。

<委員>

はい。

<議長>

よろしいでしょうか。

<委員>

やっと今の段階になって、そう細かい部分の、当然最終覆土ですから、最終の事業が終わってからでないと、一般的に周知ができるような状況じゃないのかもしれないけれど、

掌握できるように今ご説明でなんとなくイメージが湧いてきたのですが。ただし、今問題となっていますように、確かに、当然計画通り行ったとしても、堰堤より高くなってくるところが出てくる。それは当然奥行きが出てくる、傾斜があるから出てくる、高くなるから当然だと思えるのですけれども、少なくとも一番大事な堰堤、一番力を受ける堰堤のところは、この天端で止めるというのが、当然当初の計画ではそれでそういう形をとっていきたいという、それが基準にあったやり方だ、ということでやっているものを、こうやってかさ上げする。今の説明の中で、なんで当初の計画で平らで堰堤で止められるものが、こうになってしまうのかというところで、いやそれは傾斜をつけなければならなかったから、そうです。だから、土側溝の分が下がってしまうと1mの確保ができない。

じゃあ、その分のゴミを移動して天端の801を下げの方を考える方が、安全で貯留構造物へ接している部分を1m、1mやらないまでも30cm確保できるようぐらいまで下げのことを考える方が、安全のためには、安全の比率は高いのではないですか。堰堤より上回らない、堰堤の一番圧力のかかる部分は、堰堤でしっかり受け止める。という意味で、その堰堤の最大、一番高いところで止める。最大譲歩でも、一番高いところで止める、という発想の方が、ここの安全は保たれるのではないですか。堰堤より上に行ってしまうから、それをまた止めないとならないから大事な堰堤の上へ加工する、なんてことするよりは。重ねて言いますが、堰堤のところの一番高い801mをもうちょっと下げてやるというほうが安全じゃないですか。

<議長>

今のお話について、事務局で、かなり丁寧にご説明されているのですが。今の質問に関わる部分ですが、どっちが安全なのでしょう、というあたりはどうでしょうか。どうぞ。

<事務局>

まずですね、天端部分についてのコンクリート壁の関係でございますけれども、仮に802mという天端のところ、摺り切り状態でございますよね。こういったものに覆土をしたとすると、やはり大雨とか、風とかそういったものがありますので、やはり天端の上にはですね、今のように50cmという高さでないにしても、道路の縁石程度のものについては、貯留構造物の長さ約118mぐらいでございますけれども、そこについてはどうしてもこうしたものを設置しないと、どうしても摺り切りですと、土がオーバーしてしまう可能性がありますので、そこには設置をした方がより良いだろうということがまず1つ。

次にですね、801mまである廃棄物をですね、例えば30cmとか50cm出してですね、それを下げてそこに土側溝を作った方がいいのではないかとということですが、まずこれにつきましては、もう既に廃棄物というものはですね、部分的ではなくてですね、

層のように埋め立ててございます。そうしますと、その部分を堰堤に沿って細長く、50cmぐらい掘り出すということになるかと思えます。こうした場合にですね、廃棄物が外に出ますので、やはり飛散する可能性がありますということと、廃棄物を取った後ですね、今度また廃棄物を埋められませんので、どうしても今度は土というものになります。そうしますと、層で考えると、横には廃棄物があって、そこに埋めたところには土になる、ということになりますと、上からのいわゆる荷重、土圧、何かしらの力がかかったときに、どうしても均等な沈みが出ない、ということになります。この堰堤のところにつきましては、やはり遮水工に近いということで、ここについてはですね、損傷するようリスクもございますので、そういったものは避けた方がいいだろう、という考え方でございます。

よろしいでしょうか。それに対しまして、802mというものをそのままにしておきまして、その上に土側溝を作り、そして天端の上の遮水工も土砂で覆ってより安全に管理していくということをしたとしてもですね、その30cm×50cmというコンクリート壁につきましては、計算すると十分裏側の土圧に耐えられますので、安全性はより増したと私どもは考えておりますので、長く管理していくにはこちらの方がより優れているのではないかと、という考えです。

<委員>

はい、委員長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

説明が矛盾するのですよ。同じゴミの層がなるべく量が同じ位置、標高であったほうが崩れにくいだろう、という説明に聞こえるのですが、そうですね。

そもそも私はちょっと誤解していましたが、私はもともとの基盤が平らだと思っていたから、造成して。2面あるそこが平らだと思っていたから、今おっしゃるように同じように埋めていけば、ゴミの層と土の層がだいたい同じようになって、表面が平らになるというふうに理解していました。

いやそうじゃないのですと。底地に傾斜がありましたと。だとすれば、段差が出る、埋め立てたところに傾斜が出る、ゴミの層に段差が出ることはやむを得ないことですよ、だとすれば。ということになれば、今言った説明は、何もあえて心配をする、堰堤の際を掘って掘り出すとゴミの層の段差が出るだんだんだは心配する必要はないということをもまず1点感じると、そもそもみなさんは、現状を良しとして物を考えているから、現状の中で最大の安全策をしたって言うけれど、一番の最大の安全策は、堰堤より、より低

く、ゴミが、覆土が来ていることが最大の安全でしょう。堰堤より、より低く来ている方がいいでしょう。しかし、ゴミを埋める関係があるから、最大許されるところまで堰堤の近く、まあ計画じゃ堰堤の上まで。堰堤の上に来たら、そこからゴミは堰堤の天端の方へこぼれるから、云々なんて言っている。じゃあそのこぼれるのだったら、こぼれることを考慮するのだったならば、じゃあ堰堤よりちょっと下げればいいじゃないですか。埋める量を考えながら。そういうことが本当の安全策じゃないのでしょうか。今のみなさんはやっちゃったことが良しとして、そこから物を考えるという発想だけれども、その発想の違いを大きく私は感じますよ。安全ということを考えるだったら、堰堤よりも低く止めるのが安全じゃないですか、いろいろなことを考えることなく。そしてゴミは幸いなことに、ここは23%という量で、埋まっていないところがいっぱいあるわけですから、ゴミなんていくらでも移動できるじゃないですか。事故が起きたら素掘りでやったじゃないですか。事故が起きた時にやったじゃないですか。掘り下げたでしょう、ゴミの層も。そうしておきながら、今度はあんまりゴミは動かしたくない。そんな勝手な理屈通りますか。安全を最大に考えてやってくださいよ、これからは。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

今委員がおっしゃられた2回目の異常検知のときに、確かにそこを10mほど掘りました。私どもは先ほど言った層について、廃棄物があり、中間覆土があり、廃棄物があり、という層があるわけですが、その掘った場所につきましては、その層と合わせるように廃棄物を入れ、土を入れということで上からのいわゆる荷重に耐えられる、同じように支持力があるというふうに申しますけれど、埋め返しをしております。これは2回目の異常検知のときには、やはり調査をしなければなりませんので掘らなければならない。そして、そこについてまた同じような層で戻さなければならない。こうやらなければならないということであれば、廃棄物の移動をさせていただいたということです。

<議長>

はい、えっと、始まってから1時間20分経っております。この件ですね、委員さんの姿勢というか態度の問題なんですけど、この件は、前回話し合ったように、県では前回の説明をもう少し丁寧にしていただいております。こんなことでやりたいとおっしゃっているように思います。これに対して委員さんは、これはそもそも駄目だとおっしゃっているのか、あるいは今おっしゃったように、802mのところの上段が来るように、一種の埋め返しをするような作業をするべきだとおっしゃっているのか。どちらなんですか。そ

もそも論を言うとこれは解決できません。

<委員>

いいですか、議長さん。

<議長>

はい、どうぞ。

<委員>

この会はどのような会ですか、議長さん。

<議長>

ですから、要するに解決…。

<委員>

いいですか。途中で終わった処分場であってもゴミは残ってるんですよ。ゴミが残ってどういう問題が起きてくるか、これから将来まだいろいろ議論しなくちゃなりません。最終の廃止に向けての議論を。その時にはまたお話をさせてもらいますけど。より安全にしてもらわなくちゃ困るんですよ。でしょう。だって議長さん、議長さんの見識で、ダムで堰堤より水面が上回るなんてこと考えられんでしょう。

<議長>

前回…。

<委員>

いやいや、聞いてください。発想は、ゴミの堰堤は、ダムの発想なんですよ。工法の考え方は。もちろん、ダムが堰堤より水を上回るなんて計画するわけないでしょう。みんな低くやりますよ。それと同じなんですよ。この処分場だって、基本的に。だから今回それを上回る計画に変わったんで、本当にそんなことで安全なのかという思いがあるから、確認をさせていただいているんですよ。私は何も自分の主義主張でものを言っているんじゃないんです。是非そこはね、お考え違いのないようになさっていただきたいと思います。そしてそこを、私は地元の説明しなくちゃならないんです。何でそんなことになったか、常識的に考えれば、堰堤より上に土が来る。どういうことか。それに対して説明しなくちゃならないから、疑問点を解消したく、説明を求めているんです。

<議長>

前回、地元の委員さんからも、もう一遍聞きたいとおっしゃった理由は、同じですよ。要するに、802mより高くなる理由がよく分からなかったということで、もう一遍説明を欲しいというのが、前回の地元の委員のご意見ではなかったかなと思います。今回それを説明していただいているというふうに思います。それでこれについて、今日結論を出すか出さないかはあれですけど、できれば2回目ですから結論を出したいところでございますが、事務局の方で、先ほどの委員さんの質問・意見に対して、もう一遍ご回答いただけませんかでしょうか。

<事務局>

私どもとして、これが一番最善の形ということで検討させていただきました。先ほど説明したとおり不等沈下、いずれ地盤沈下はしていきます。堰堤よりも低くした場合は、やはり当然地盤沈下もありますし、水が溜まっていくという構造になります。ですから高さ的には、こういう高さが現実的にも、これから安全に維持管理していくには適切な姿だろうと思います。あと、ご心配の堰堤の部分につきましては、ちゃんと安定計算していますので、当初計画よりもずっと高く積んでいくわけではございません。堰堤上については概ね40cm程度の土砂でありますから、貯留構造物についても影響はないということは、安定計算をして確認しております。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

そもそも設計変更の理由が、安全性を高めるためにやるということで間違いないですよ。だとするならば、安全性を最大に高めるのは、堰堤より、覆土した高さが低い、それが一番安全じゃないですか。そのために必要であれば、ゴミを動かせばいいじゃないですか、埋めてない方へ。埋めてあるゴミを。それで下げればいいじゃないですか。それが一番安全じゃないですか。それで既にゴミは、先ほども言いましたとおり、動かしているじゃないですか。何の問題もなく動かしているじゃない。だから、今度も動かせばいいじゃないですか。動かして埋めてない方へ移動させるだけのことじゃないですか。そして、そこから2%の傾斜をつければいいじゃないですか。それが一番安全だと私は思うから、安全性を高めるって言っているから、安全性を高めるにはそれが一番だと私は思うから、そうい

う話をさせていただいているんです。

<事務局>

廃棄物の移動につきましては、先ほど申しましたとおり、原則はしたくない。あと、ここについては、貯留構造物のきわ、遮水工の部分がありますので、なるべく動かしたくない。その方がリスクは低いというふうに考えます。それから、覆土の高さですけども、やはり低くなりますと、処分場の中に水溜まりができてやすい構造になってしまいますので、これは今の位置に排水溝を置いた方が適切に排水ができるという形で、これがベストと考えています。

<議長>

いかがでしょうか。

<委員>

いいですか。私はですね、もう答えが出ました。本当に安全な処理は、今の現状で処理するのに一番安全な方法は何かと言ったならば、堰堤のところのゴミの高さを下げればいいだけのことですよ。ゴミを動かして下げればいいじゃないですか。そうすることによって、堰堤の高さより低く覆土をできるじゃないですか。それが一番私は安全を求めたんだ。安全を求めないじゃないですよ、事業団が。お金がかかるからやりたくない。まあまあの安全だからいいと。でも私たちは安全でなければ困るんですよ。だから安全を求めたんだら、そういう方法があることを今縷々説明いただく中でよく分かりました。

<議長>

どうぞ。

<副理事長>

6ページの図を見ていただきたいんですが、これ貯留構造物と土側溝の図面です。この処分場の表面水は必ずどこかへ流れていきます。今の堰堤の方に流れていった表流水がどこに来るかという、この土側溝に流れる。この土側溝の底面が、貯留構造物の高さと同じ高さになっていますけれど、最終覆土で平らにした時にその水はどうなるかと言うと、堰堤の下の方に入っていく。802mより下の方に流れていく。そうすると今、既設の水路が、堰堤のこの802mの高さに合わせて設計されておりますので、そこにその排水をしていかなければならないということになりますので。今この土側溝の底面を、今のこの貯留構造物の堰堤の高さと合わせて、やっていますので。左右両側の方へ流れていった時に、その排水がスムーズにできるようになっているんですが、これを下に土側溝を作るという

ことになると、そこに水が溜まって、下の保護土を洗掘するとか、流すとか、そういう状態も出てくる。それから、先程來說明してますように、ここには保護マットがありますので、保護マットを保護する必要もあるということで、そこを保護するためには、土を入れるのが最適じゃないかと。そういうことでこの設計になってますので、そこは、これより下に来れば当然その流れる土側溝は、その下を流れていきますので、かえってこの堰堤の内側の方に、保護土を洗掘して危険な状態になるのではないかとということです。

<委員>

はい、議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

あのですね、元々設計変更するもそうですけど、安全を考える以前に、途中で止まっちゃったからでしょ。途中で止まっちゃったから、当初の計画どおり行けば、排水路も天端まで全部ゴミを埋まって覆土でなるから、排水路も設計してますわ。今設置されてるのは、この処分場を最後まで埋めきるまでのことを想定して設計されてるんですよ。下げれば、下げたら水が溜まっちゃって、覆土あるいは、保護土に影響をきたす？下げたって、もしその心配があるんだったら、土側溝を作りゃいいじゃないですか。作って既にある側溝で拾えなければ、拾う部分を下げればいいじゃないですか。工事を改良して。拾えるように。それはしょうがないじゃないですか。当初の計画と違うことをやらざるを得ないじゃないですか。途中で止まっちゃったから。水を拾うような方法を処置するなんて簡単ですよ。今、周りは側溝で、水を拾わなくちゃならない部分を拾えるように下げればいいじゃないですか。工事をして。何とでもなるじゃないですか。それより何より、一番安全を考えるのに大事なのは、堰堤より下で土が収まるのが一番安全じゃないですか。何とでもなりますよ、今の心配は。そして、堰堤より下がれば露出部分が増える。増えたら土で覆えばいいじゃないですか。当初の計画だってそうじゃないですか。途中からは、土の壁を作るんですよ。そして埋められる場所を確保するってさっき説明してたじゃないですか。それと同じように、堰堤の露出してる部分を土で壁を作ればいいじゃないですか。それだけの問題じゃないですか。説明にならんと思いますよ、私は。安全を考えるんだったら、一番安全なことをやってくださいよ、どうせ金かけてやるんだったら。安全が低まるような、嵩上げするようなことしないで、安全が高まるように、逆に下げるように考えてくださいよ。それが本当の安全を考える立場じゃないですか。

<議長>

えっと、ここで繰り返すことはないですが、要するに、委員は下げろとおっしゃってる。上げた状態より下げた方がいいじゃないかとおっしゃってる。センターの方での案は、要するに、上げてという案になっているわけです。その長短を、センターでは、センターの案がよいと考えているということだと思えますけども、分かるように、しっかり分かるように、理解できるように、しっかり説明していただけませんか。どうぞ。

<事務局>

すみません、また説明が繰り返しになってしまうんですけれども、説明の仕方とすると、まず、貯留構造物というものがあって、その上に土留のコンクリートを設置いたします。この土留のコンクリートというのは、安定計算をしておりますので、後ろの方に、背面にある土というものに対して十分に耐えられるものがここに設置されるということです。言い換えますと、貯留構造物802mの高さですけれども、802.5mになったということもできます。そうしますと、今埋まっている廃棄物をそこから出さずに、2%の勾配と土側溝を作れると。さらに、802mのところから適用した場合は、どうしても天端上にある遮水工はカバーできません。この方法ですと、その部分はカバーできるということから、私どもこの方法がベストというふうに考えております。

<委員>

一つよろしいですか。

<議長>

どうぞ。

<委員>

ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法と公害防止協定に基づいて考えると、貯留構造物というのは最終の状況として露出しててもいいんですか。それとも、前の説明だと、貯留構造物というのは最終の状況としては隠れてなければならないというふうに、私はそういうふうに解釈しておりますけれども、法律的にはどうなんですか。法律とか、公害防止協定上は。

<事務局>

それについては、前回誤解を与える説明をしてしまいました。天端上、堰堤上に遮水シートは確かにありますけども、厳密にいうところは開口部ではありませんので、ここに1m覆土するという必要はありません。

<委員>

私が質問しているのは、貯留構造物の斜面の部分がありますね。この法面の部分が、最終の状況として、法律上ですよ。見えててもいいのかという質問です。要するに下がっててもいいの、駄目でしょという解釈を私はしてるんですけど。

<事務局>

はい。それは天端まで。

<委員>

天端はいいけども、法面は見えてちゃいけないんですよ。貯留構造物の。いいんですか、見えてても。駄目、どっちですか。

<事務局>

駄目です。

<委員>

はい、分かりました。

<委員>

いいですか。

<議長>

どうぞ。

<委員>

今の部分で、見えてちゃいけないんだったら、そこへ土を寄せて包めばいいと思うんですよ。その部分だけ。どうしても覆土の高さを、その高さまで天端まで持ってかなくちゃならんってことにはなると私は思います。

<議長>

私、勝手な解釈でですね、間違ってたらご指摘いただきたいんですが、先ほど事務局からご指摘ございましたけども、時間経過の中で積み立てた土壌の高さは802.5m。これはどんどん沈下していきますね。ある時点で、天端の802mの近傍まで少なくとも下がってくと予測されるんでしょうか、されないんでしょうか。それで予測されんだとした

ら、貯留構造物の法面が出ないように、長い時間にわたって確保するためには、若干高めにあった方がむしろ望ましいと。素人で感じますけれども、この点はいかがでしょうか。

<事務局>

はい、現実的にはそのとおりだと思います。ただ、あと何cm下がるとかそういったことはちょっと分かりません。ですが、実際に今後、不等沈下とかそういうものに対処するためにも、ある程度高い位置に覆土を持ってきて、そこに排水がうまくいくような形で排水溝を設けるといいう形がベストというふうに考えております。

<議長>

再度もう一つですが、要するに、皆さん共通なんですね。委員さんだけでなく、この処分場は安全でなくてはならないという、この認識は共通なんですけど、お示しいただいた今度の案ですが、通常感覚より上に、土の面が構造物より上に来るとというのが不自然だと多くの人を感じたわけですね。このことについて、やっぱり依然として疑問があるし、提案があるんだろうと思うんですが、先ほど事務局からお話がありましたように、安全というサイドから、今度の示された案はいくつかメリットがある。先ほどお話しがあったように、法律に沿った基準であって、遮蔽性、保護マット等の上段部分を保護することになる、それから排水ができるといういくつかの設計のメリットがある。ただ、委員のおっしゃるように、元々安全だと考えている構造物、ここに全てをお任せする方が自然だという考え方ですね。何となく理解できる。ここのところで、どちらが安全か、どちらがメリットがあるかという点について、もうこれはある種の判断をするしかしょうがないと思うんですが、事務局から再度ご主張があればいただきますし、委員さんからもお話いただけたらと思います。はい、どうぞ。

<事務局>

先ほども説明をさせていただきましたけれども、議論を単純化して申しますと、貯留構造物が802mでございます。50cmの土留コンクリートを設置いたしますと、802.5mとなります。802.5mの貯留構造物というふうに考えていただいて結構でございます。

<議長>

確かにそうなんですけど、委員さんは、そうは簡単には取らないと思いますけど。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

要するに保持率というか、かかる圧力に関しての設計をして安全だとおっしゃられてますけど、こんなことしない方が安全でしょ。こんな新たな土留工なんて、堰堤の上にしな  
い方が安全でしょ。しない手立てをする方が安全だと私はそう思います。安全を考えると。  
そこの違いだと思うんですよ。重ねて安全策をしてるから安全ですなんて皆さんおっしゃ  
るけど、重ねる必要がない安全策をした方がいいんじゃないんですか。

<議長>

地元の委員さんはいかがですか。

<委員>

すみません。

<議長>

どうぞ。

<委員>

私もこれで2回目なんですけど、一生懸命聴いているつもりでいるんですが、専門的なこ  
とについては何にも分かりません。はっきり言って。安全性が高い方がいいに決まってる  
んで、どちらの方が安全性が高いかについては、専門家の、もっと知識がある方にこの会  
に入ってもらって、そして皆に説明してもらおうと納得いくのではないかなと思うんですよ  
ね。是非そういう形をとっていただきたいと思います。私には分かりません。正直。

<議長>

ここには、基本的に土木の専門家が何人かいらっしゃる。どうぞ。

<事務局>

実は今日、金子委員さん欠席されています。金子委員さん、そういう土木工学的な素養  
もお持ちですので、こういうものについてご説明させていただいております。実際にこう  
いう形でもって、嵩上げというほどのものではありませんけれど、堰堤を嵩上げするとい  
うことはよくあると。こういう形の土留工を作って、元々の貯留構造物自体にしては、も

つと廃棄物を実際は高く積む予定であったわけですから、それを踏まえて、この土留工を新たに作ることに、貯留構造物本体について安定計算をした結果をお示しして、こういう形は十分に適当な方法だろうと、そういうご意見はいただきました。

<議長>

いかがでしょうか。どうぞ。

<委員>

先ほど貯留構造物の上に GL 8 0 2 . 4 m とある部分があって、実際、貯留構造物の上面の 4 0 c m は全て土なわけですよ。そこから 1 m 下がったところからゴミが堆積しているわけですよ。そうすると、貯留構造物の廃棄物側の法面に関して、8 0 1 m から下はゴミになってるわけですか。先ほど写真で説明されたように、8 ページのゴミを埋め立てる側、貯留構造物の側から上面側にどんどんゴミを積み上げてるという話を聞きまして、そうすると、こっちの真ん中の土側溝という部分に関してはもっとゴミは低いわけですよ。ゴミの高さは。それとも、3 0 0 m m の 3 0 c m の土側溝が深さあるわけですから、8 0 2 . 4 m の下 3 0 0 m m 、8 0 2 . 1 m の土側溝の底面になるわけですよ。そこからさらに 1 m 下までは土が覆土されてるわけですよ。したがって、その貯留構造物の法面のゴミをもっと真ん中にずらして、全体を下げることは可能じゃないかと思うんですけども。素人の考えでそういった発想がすぐ出てくるんですけども。

<議長>

ありがとうございました。

<事務局>

貯留構造物よりも、もっと離れた位置に側溝を作って、その側溝のレベルを下げればいいということですか。

<委員>

そうですね。下がる場所は下げて。実際には凸凹になっていて、1 m のところもあるし、最低 1 m の覆土、多いところは 1 . 何 m かあるわけですね。そういうところに、もう一度ゴミを移動させて均等にすれば、全体の GL という高さが低くなるのではなかろうかということですが。

<議長>

どうぞ。

<副理事長>

先ほど委員長さんからお話いただきましたけれど、この処分場は、廃プラスチックあるいはその混合廃棄物、そういったものが一番多くて約6割近く入っています。ですから、全体に土を埋めていきますと、廃プラスチックですので、裁断はしてありますけれど、地盤沈下しやすいのではないかと。だいたい安定するのに5年位かかるのではないかとというふうに通常言われていますけれど、その間に地盤沈下していく可能性は高い。ただ、それが20cm下がるのか、30cm下がるのか、それは分かりません。今までもかなり年数が経ってますし、埋めてからどのくらい経てばどのくらい下がるというのは理論的には分かりませんが、いずれにしても地盤沈下するであろうと。その時に、先ほどの土側溝にしたというのは、側溝の高さもありますけど、場所とか、洗掘されて流れなくなった時には高くするとか、管理していく上で管理しやすいということで土側溝にしてあるわけですが、地盤沈下にも対応できるように、現在既設の水路に流れ込むもの、土側溝を作るとすれば、先ほど見ていただいた高さで、土側溝を作っていくことでないと排水できない。先ほど委員は側溝を変えればいけないかと言ってますが、側溝を変えるということになると、それは大がかりな工事になってきます。全部下流の方を掘り直しとか、作り直していかなければならないということになりますので、いずれにしてもこの土側溝の一番低いところは、やはり接続する側溝に合わせるしかない、ということですので、形状とすれば土側溝全体が802mより高い位置に来ざるを得ない。それを土で作っておけば、今後どこがどれくらい地盤沈下するか分かりませんが、それに対応ができるという設計になりますので、是非これはご理解いただきたいと思います。それで、地盤沈下して、最終的に廃止になるといった時には、遮光性不織布のところはどうするかという問題があるかもしれませんが、排水そのものが管理する必要がない水質になってきたという時点になれば、縁石があること自体が危険だということであれば、それを最終的に撤去するというのも。それはいいことかどうかは分かりませんが、その必要はないと思いますけれど、そういう対応もできるのではないかと。

<議長>

随分時間がかかりまして、ほぼ2時間この件について議論をさせていただきました。それぞれおっしゃることに理由があると、理解できるものがあるわけですが、これは技術に係る部分といいますか、安全性を考慮したうえでの施工でなければいけません。そういった点で、先ほど委員さんがおっしゃったように、細かいことは専門外のことによく分かりませんが、一番知識がある県の職員、土木の方たちが構造計算その他をして安全性を確認していこうということで。素人考えでは不自然と感じたから、今回開くということでありまして、この部分は全てにわたって理解したうえで納得するというこ

とが望ましいんですが、ただ、多分に技術的な部分でございますので、センターの方々が安全性を十分に主張していらっしゃる、これでは是非やらせてほしいとおっしゃっているわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

<委員>

議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

あの、事実関係で私説明不足なところありますから、それを含めて判断していただきたいと思うんですが。露出しているところを隠すのに、どうしても土で隠さなくてもいいんですよ。不織布を。そうですね。5ページを見ていただければ分かるんですけど、5ページの、要するに埋立をしない部分、不織布が露出している部分は、吹付で何の問題もないと、やってますよね。だとしたら、この堰堤の部分だって、露出した部分を吹付すれば何でもないじゃないですか。だから今、委員さんがおっしゃったように、大事なのは、堰堤を越えるようなものにしない方がいいと。ゴミを動かして、やむを得ずゴミを動かしてでも、そういう方法がとれるじゃないかということをおっしゃっていると思うんですよ。それに対して、ゴミを動かすと危険、埋め立てるとどうのこうのと。現に二度も掘って、おっかないことしちゃったってことじゃないですか。不安定な部分を作っちゃったってことを言ってるということになりますよ。そんなこと言ったらどうにもならなくなっちゃうでしょ。それよりは最終的に将来に渡って、堰堤より低い位置でやってくれて、誰が見ても安全だよ、細かい内容が分からない人が見ても普通考えればこれだよねと言ってくれる方が、皆さんとしたってよろしいんじゃないんですか。と私は思います。以上です。

<議長>

他になければ。どうぞ。

<委員>

確認させていただきたいのが、確かに今、土側溝から左側については、今言ったみたいに不織布が出ているところはモルタルをかければそれでもいいんだと思われるんですけど、右側について、今802.5mで設計をしているんですけど、ゴミが実績で20cmと30cm、どれくらい実際下がっているんですか。今までの実績で。ゴミが縮むというか、沈下するというか、実績位置。だいたいでもいいんですけど。

<事務局>

5年で30cmぐらい下がっていると思います。

<委員>

そうすると、これは今、801mまでゴミがあるけども、それが30cmくらいは下がる可能性があるとする、この今802.5mというのは、802.2mくらいまで下がる可能性があるということですね。これ例えば、今この設計が802.4mに対して802.5mというふうに、これをもうちょっと下げるといえるのは可能なんですか。元々ゴミが沈下する部分を考慮して、この貯留構造物の802mより下がるような想定の高さってあり得るんですか。そういう考え方は。ゴミを移動させなくても、この貯留構造物を下回るような高さになるであろう想定の高さに計画しておくことは可能かどうか。

今802.5mじゃなきゃいけないということではないんですね。例えば、元々土側溝より左側が802.4mだから、それに合わせるために802.5mにされてるのかと思うんですけど、こっち側をもう少し下げるといえることは可能なんですか。

さっきのお話だと、土側溝自体が沈下した時にも対応できるものだからというお話だったと思うんですけど。元々802.5mまで上げなくてもいいのであれば。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

今、委員さんがおっしゃったのは、30cmという地盤沈下がもし決まっていれば、そういう設計もあるのではないかということでしょうか。

<委員>

802mの貯留構造物に対して、今50cm上に行ってますが、できるだけこの嵩上げ部分を少ないような設計に変更するというのは可能でしょうかという問いです。

<議長>

ただ、その場合は、少なくとも沈下量を予測できなければならない。だから、そのおしまいの時点で、ちょうどぴったりか、それより下回っていればいいのです。どうぞ。

<事務局>

30cmと申したのは、2年で30cmです。

<議長>

そうすると、例えば5年経てば、下手すると法面が出てくると。貯留構造物の。洗われるかもしれないと。

<事務局>

そこまでいく可能性はありますと思いますけれども、ただここで確実にいくかというのは、やはり下の廃棄物のいわゆる埋まっているものとかで、最終的にどうなるのかというのはなかなか予想できないものだと思っております。ただ、考え方として、現状でこれを作ります、じゃ5年後にどうだということであれば、確実にこの地盤は下がって天端の位置の近くにまで落ちていくだろうということまでは言えますけど、それが50cmなのか60cmなのか30cmなのかというのは、ちょっと予測がつきませんし、ここではっきり申し上げられる数字はございません。

<議長>

先ほどお話がありましたけれども、土側溝で一応排水路を用意する。だけど将来的に安定したならば、U字溝みたいにしっかりした排水溝を作るとおっしゃったのは、そういうことですね。要するに将来の沈下量が見込めないから、現在の高さで設定しておきますと。そういうことでよろしいですか。

<事務局>

はい。そうです。

<委員>

一つよろしいですか。

<議長>

どうぞ。

<委員>

土側溝1、2を設置しようとしているところの直下の廃棄物の高さというのは、3ページの資料を見ると、799.50と書いてあるんですけども、さっき801って、どこを見てもそういう数字が出てこないんですけど。本当はどこまで埋まってるんですか。本当はという言い方はおかしいんですけど。

<事務局>

たまたまそのAA断面のところは、まだ埋立途中だっただけです。全部じゃないです。全部801mまでであるわけではないです。部分的に。

<委員>

この図面を見ると、どう見たってフラットに見えますけど。

<事務局>

その断面のところはですね。両岸が801mまで埋まっている状態ということです。

<委員>

ああ、両岸。ですからこの土側溝1、2の辺は、801mまでであるという解釈ということですか。土側溝1、2を設置しようとしている場所は、801mまでであるという解釈をしていいということですか。

<事務局>

部分的にある。

<委員>

ああ、部分的にある。

<議長>

随分時間があれましたけど、これ大変重要な議論ですから、しっかり議論してよろしいんでいつまでも…。どうぞ。

<委員>

一応、施設の許可をしている県の立場から申し上げますと、国の基準では最終覆土の厚さは50cmというふうに決まっています。それ以下では当然駄目なんですけれど、それ以上であれば、基本的に安全性が増すということであり、公害防止協定で1mということで明野処分場の場合は最終覆土の厚さを決めてます。今回の場合は、さらにそれより最終覆土の厚さが増えるんですけれども、これは安全性を増す行為という考え方ですので、覆土の厚さが厚くなる分にはさらに安全になると、そういう考え方でこの最終覆土のやり方について認めていますので、堰堤を越えているということがご心配ということも分かりますけれども、そこは強度計算をきちんとやっておりますので、そこは信用していただいて。覆土が厚くなる分については、当然覆土がなくなって廃棄物が露出するとか、何かの拍子に

掘られて露出するという可能性が少なくなりますので、厚さが増すことは安全性が増すというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

<議長>

そういうことで、先ほど委員さんが最初におっしゃったように、そもそも論というのがあって、これを掘り出すと行き着くところに行き着けなくなりますので、当面、なぜこういう状態になるのかというのは理解できないところがあるのかもしれませんが、事務局のご説明にかかわらず、当初の段階からの計画の中にそういうのが入ってたのかなという気持ちはしますけど、ただ今の県の説明から、それから事務局の繰り返された縷々たる説明で委員さんいかがでしょうか。この計画で実行していただくということではいかがでしょうか。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

この変更を、覆土をやる前に、覆土の作業に入る前に、要するに入札して業者も決まって、金額も全部決まって、工期まで決まっている。その段階になって今こういう話をするから、事業をやっている事業団の皆さんだって、そこを多少なりまた動かさなくちゃならないことになる、その大変さを考えてなるべく現状のままでおっしゃる気持ちは分かりますけど、私たちからすれば当初の計画どおり、県が許可したように、天端の一番端、貯留構造物、堰堤と接する部分はせめて当初の計画どおりやってください。そのことが一般常識で考えても一番安全じゃないかなと思うから、その話をさせてもらってるんですよ。もう始めちゃってるからこういうことになるんですよ。始める前にこの委員会にかけてこの議論をやってれば、方向転換なんていくらでもできたと思います。そこをね、そこを私も、それは事業団の皆さんここまで来ちゃって大変であることは分かるけど、ただね、安全を考えるんだったら、そしてこの間の経緯を考えたら、そこは折れてくださいと私は言いたいですよ。一言で言えば、折れて、一番堰堤と接する部分は、当初計画どおり、許可どおりやりますと言ってもらいたいですよ。ということでもあります。

(傍聴席から「そういうふうにやってください。おかしいよ。」という声上がり、委員がそれを静止する一幕あり。)

<議長>

これは県にお願いしても同じ答えが返ってくるでしょう。先ほどの県サイドの説明は、安全サイドでむしろ見積もられているとおっしゃっているわけでありまして。ただ、委員さんがおっしゃるようになかなか納得できない部分があるということは理解しなければいけない部分がございます。さればとって、放っておく訳にはいきません。委員さんは譲ってくださいよとおっしゃっている。県サイドはあなたの方で譲ってくださいというか、これは水掛け論になってしまっただけではいけませんので、終着点を見つけなければなりませんけれども、県で主張されるのだったら、もう一遍しっかりと主張していただいて、納得していただける、いただけないは後にしまして。先ほどやらせてくださいとおっしゃっていたが、もう1回しっかりとおっしゃっていただけませんか。委員さんの言葉を受けて、しっかりと県サイドの姿勢として、もう一遍しっかりとおっしゃっていただけませんか。どうぞ。

<副理事長>

5ページをもう1回すみませんが御覧いただきたいんですが。これが最終覆土から流れる水の流れを青い線で示したものです。この赤いのが土側溝で新しく造るところ。そして下の方に、左岸になりますけど⑧というところで既設のPU側溝というものがあります。この⑥、⑦から入った水というのは⑧の側溝を通過して、下の方に、この赤い矢印に沿って排水されるという構造になっております。ですから、この土側溝の高さというのが、既存のPU側溝に入るように高くしていかななくてはならない。今の①、②の堰堤側の部分も同じです。これは下側の既設のPU側溝、青いのは既設ということなんです、その側溝に流していく。上側の方も②、③が既設の側溝の方に流れていくという構造になっています。ですから、この側溝自体を下に下げるということになる、大改造を行わなければ下に流れていけないという形になってしまいます。ですから、今の土側溝の高さを既設の水路に合わせる形で設計せざるを得ないということで、先ほどの説明と同じになりますけど、今の設計でお願いします。最終的にはU字溝なり、安定したところでしっかりしたものを入れていくようなことを考えていきたいということで、是非今の設計でお願いしたいと思いません。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

今の説明では既設のPU側溝というのが現状あって、それをもういじれないという説明なんですけども、安全性のことを考えますと、それをいじって全体の土側溝を下げることによって、より安全性を増すという考え方はできないんですか。

<事務局>

基本的に、貯留構造物より下になりますと、場内に水が溜まるおそれがあります。その埋立地内の水溜まりができるというのは好ましいことではなくて、環境省の指導でも水は溜めてはいけないことになってます。遮水工は802mの高さまで施工されています。そうすると、遮水工までいじらないようにして排水ということはおそらくできない、ということもあります。ですので、この高さの覆土が、排水を考えれば一番私たちは安全だと考えています。

<委員>

議長、いいですか。

<議長>

どうぞ。

<委員>

一番大事な部分の議論だと私は思うんですよ。私もこんなにしつこく言いたくはないんですけど。今出ちゃってる現状だけを見るからそういう話になるんですよ。当初から何でゴミをもうちょっと下げる埋立をしなかったんですか。問題はそういうことですよ。そのことは一切問わずに、現状この高さまで来ちゃって、801mまで来ちゃってる。そして傾斜をつけて水が流れてくるから側溝を造らなきゃならん。側溝を造るのに既存のものに合わせるには高くしなきゃならん。そういうことでしょう。当初が違っちゃってるんだったらしょうがないじゃないですか。ゴミを移動すればいいじゃないですか。前だってゴミを移動したじゃないですか。何の問題もなく、何事もなくそのことについては。一言も触れずに。危険だ危険だなんて何も言わずに、どんどん動いて、とにかくどうなってるかシートまで掘らなければ分からないからってどんどんやってたじゃないですか。その後だって注意して同じような層に埋め戻したか知らんけど、先ほどの説明を聞けば、さらに不等沈下しやすい状況になっちゃったじゃないですか。片方でそうやっておきながら、自分たちが困った時はそうやっておきながら、今度は最大の、地元にとって大事な安全を考えるから、最大の安全を確保してくれというやり方をどうしてここで検討できないんですか。もう工事を発注しちゃったから困るなんて問題、そんなことは皆さんが勝手にやっちゃっ

たからこういうことになってるんじゃないですか。そんなことを全然問わずに、もう現状がこうで工事もう始まっちゃってるから、これで何とか理解してくださいなんて、あなたたちの理屈じゃないですか。それにいろいろな理屈をつけてるだけじゃないですか。駄目ですよ、そんなのは。

(傍聴席から複数の大声あり)

<議長>

傍聴席は静かにしてください。どうぞ。

<事務局>

今、委員からご意見をいただいたわけですが、まず実際に異常検知の時に廃棄物を取ったこと、そしてまた埋め戻したことにつきましては、異常検知の場合はそこを掘らないと異常検知の場所まで辿り着けませんので、それはもう当然必要な掘削であるということがございます。そして埋め戻しにつきましては、繰り返しになりますけど、同じ様に埋め戻さないと、これから長く管理していくうえで、上に土を被せたりしますので、いわゆる不等沈下に対応しなければなりませんので、必要不可欠な部分のゴミの掘削と移動、これは掘ったことと埋め戻したことでございますので、ここら辺は私どもとするとやむを得なかったと考えております。

<委員>

はい、議長。

<議長>

どうぞ。

<委員>

調査をするのは何のために調査したんですか。事故が起きた時に。何のために調査したんですか。

<事務局>

はい。

<議長>

どうぞ。

<事務局>

原因究明を調査するためです。

<委員>

でしょう。何のために原因究明したんですか。何のために原因究明したんですか。

<事務局>

異常検知がありましたので、その原因究明、何のためにというか、その時には、いわゆる原因究明をして、また再開をするのかどうかという判断をするために調査をしたものです。

<議長>

ちょっと待ってください。

<委員>

いや、ちょっと議長、ちょっと聞いてください。大事なところ。

安全を確認するためにやったんでしょう。安全を。調査は。

<事務局>

もちろんそうです。

<委員>

そして安全性という前提のためにやったんでしょう。今度も同じじゃないですか。最終の安全を確保するのにどうやったらいいかってことじゃないですか。同じじゃないですか。ゴミをどうして動かさないんですか。移動したゴミを安全のために、できるだけ不等沈下しないように埋めればいいじゃないですか。いっぱい空いてるんだから。

<議長>

ここはしっかり説明してください。要するに委員は、元の状態というか、802mの高さで物事が終わるようにしたらいかがですかと言っているんですよね。それに対して県サイドでは、802.5の高さまで持ってく。それは理由がいくつかあるはずですね。それに対して、この2つに対して、県サイドでどうしてそうしたいのか、なぜそうなるのか。まあ説明はしていただいているんですけど、やっぱり納得していただけない部分があるみたいですね。要するに例えば委員さんの話をそのままやると、先ほどの県サイドの説明に

よると、現時点ではあるレベルに達している。しばらくすると沈下してきます。側溝がどんどん沈下していく。先ほどの法律で定める貯留構造物の法面が出てくるような状況が発生します。それから側溝がぐっと下がってしまうとか。要するに今までと比べて繋がりが悪くなりますから。そういうことで、現在の案を説明しているように思う。ここは県サイドでやりたいとおっしゃるんですけど、しっかり委員さんに反論できるような説明をしっかりとしていただきたいですね。もうしっかりといただきたい。要するに委員さんは、今の形態のレベルに戻してくださいと言っているんですよね。いや、そうじゃなくて我々はこちらだ、その部分がどうも薄弱なんですよ。力が弱いというように感じます。

どうぞ。

#### <事務局>

今、議長がおっしゃったことなんですけども、どうしても繰り返しの説明になって参りますけれども、説明をさせていただきたいと思います。まず、当初はどうだったかというお話がございました。当初の部分につきましては、下側に広い面積がございますけれども、それよりもずっと小さい面積、そして土堰堤の上の方が非常に広い平地というか、そういう構造になっていました。その時点で設置許可という形で排水計画というものを出したところでございます。その時には非常に面積が小さかったこともあり、フラットに、真っ平らに土を被せていいんじゃないかというような計画であったことは事実です。その後、私どもの途中で終わったということを再三説明しておりますけれども、今の排水計画はそれよりも非常に広い面積になります。そういったことで、やはり国との協議もあって、その広い面積の中でも、やはり水溜まりが出ないようにというようなものが一番の内容の指導でございます。そうしますと、そもそも一番始めに出していた、平らといったものにつきましては、やはり水溜まりの可能性があるとということがあるので、2%の勾配をつけるということ、これが一点。勾配をつけますとどうしても、最終的に水が流れた一番下のところには、土側溝をつけなければならない。はじめ側溝かU字溝かは別にして、側溝をつけなければならないという状況があります。それはセットものです。2%の勾配と土側溝を造るとするのはセットです。もう一つ、天端上の遮水工につきましては、そのままにしておくというのはよくない。安全に管理するということを考えますと、どうしてもそこを覆った方がいい。その二つが合わさるとどうなるかというと、天端上にコンクリートの壁を造ることになります。ただし、このコンクリートの壁が土圧に耐えられないというようなことも当然考えられます。そこできちんとした安定計算をして、これならばいわゆる802mの堰堤が50cm高くなったと同じように考えてもいいということになれば、当然そこにある801mまで埋めた廃棄物をわざわざ出さなくてもいいですし、その上に土が被るといって、先ほど委員からご発言がありましたけれども、土が厚ければ、当然下の廃棄物の流出という可能性は縮まる、低くなるわけです。そうするとここで802がさ

らに50cm厚く土を盛ることは、より安全性に傾くというような考え方です。他の意見もあると思います。ただし、私どもとすると、土木的な技術的な観点からすると、この計画がこれから維持管理をする、私どもはこれを造ってから日常点検をしていくわけです。そういったことで、一番考えられるのは、区長さんがおっしゃられましたように多少沈むでしょうと、その沈む深さは分からない、ということですが、50cm程度でしたら、ゆくゆくは天端の802mに近づくという想定もあって、この計画が一番いいんだということ提示をさせていただいたというところでございます。

<議長>

ありがとうございました。どうぞ。短くお願いします。

<委員>

手短に、手短に言わせていただきたい。

前回の時の説明では、ゴミが沈むなんて話は全くないわけです。そのいろいろなやりとりの中で初めてそういうものを。そういうものを追っ付けの理屈なんですよね。事実はそのようであったとしても。分かっていることは最初からそれを含んでちゃんと説明してやればいいじゃないですか。当初から。説明が説明になってないんですよ、残念ながら。それから、覆土に傾斜を付けるということに関しては、そのことはそれの方が私もいいと思います。説明を受けて。既に私、ここに平成21年の資料ですけども、町田の一般廃棄物最終処分場の検討委員会。要するに閉鎖した後、廃止に向けて様々な難しい問題があるので専門家が入って検討委員会を市がつくって検討して、その答えが21年に出ています。この中にたまたま覆土のところで書いてあるんですけど、ここ読みますけど。覆土は処分場の中に浸透し、浸出水化する雨水を可能な限り少なくするとともに、表面に勾配をつけ、積極的に雨水を排水させること、と。これ21年にここではそういうふうに出しているんですよ。私たちのこの処分場に関しては、昨年12月の段階で、まだフラットですよ。説明が。そういうこともあわせて、私どもにしてみれば、本当に安全のことをちゃんと考えてやってくれているのかということにも繋がってきますよ。

議長。私提案ですが、今、地元の委員さんがお二方、私以外に発言されました。お一人は、ゴミを動かしてもうちょっと下げることにはできないかという、私と同じ様な趣旨のご発言をされました。もう一方は、専門的なことで分からんから、専門の方の意見を聞いて判断したい、議論をしたいとおっしゃっています。この声をこの委員会が今日どうするかってことだと私は思います。

<議長>

委員さんのそれは、先ほどよく分からんといった水の流れとか、側溝とか、そういった

疑問と理解しまして、その件に関しては、県の方たちが土木の方たちで十分に設計をしておりますので、現時点でお答えいただける方たちというふうに思っております。それでもう一人はそうしてくれとおっしゃったんじゃないかと、そうできないのか、すなわち、元に戻せないのかという質問だというふうに理解しております。

<委員>

先ほどの質問で、金子先生が学識経験者の中に入っているというお話ですけど、こういう議論の中に、金子先生は一度も来てないですね。この前も来てませんでしたよね。今日も来てませんよね。だから私はそういう先生が、こういうところにお出でになって初めて、学識経験者でこの委員の名前に入っていると、そういうふうに私は解釈したんで、その専門家の先生の話を知りたいと、そういうことを言ったつもりです。

<議長>

はい、ありがとうございました。その件に関しましては、先ほどご説明ございました。ちょっともう一遍お話いただけますか。

<事務局>

恐れ入ります。前回、7月31日につけて、今回体調を崩されておまして、欠席されております。しかし、私どもの方で先日、その前の時もそうですけど、この会議に報告するモニタリングとか、最終覆土工事の対応については、十分に説明をさせていただきました、こういうやり方がベストだということでご意見はいただいております。

(傍聴席から複数の大声あり。)

<委員>

私が言っているのは違います。もしそうだったら、金子先生に代わる専門家の人が来て、この議論の中で、この委員会の中で、当か不当かということを知りたかったと、そういうことです。

<事務局>

今回は体調を崩されておりますので欠席ということですが。

<委員>

だから、代理の方なり、そういう人の中に入れて、そういう人の話を聞きたくてです。だから、そういう機会を作ってもらえないかということです。

<議長>

ここで決をとるといのもどうも似つかわしくないんですが、委員さんがかなり強行におっしゃっているわけでございまして、委員さんは、県に譲れとおっしゃっている。県サイドは是非やらせてくれとおっしゃっている。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

私も、委員の意見に賛成いたします。というのは、最終的に先ほどから日本一安全だということをしきりにおっしゃっていますけれども、10年以上維持管理をなされていくということで、じゃあその後どうなるんですか。じゃあ事業団と県が手を引いた後、その土地は地元に返還されるわけですよね。そうなりますと、それからの安全というものについては誰が責任を持つんですか。私たまたま地区の代表ということで、いつか白倉市長の講演を市政報告会に行きまして、市長は今後将来にわたって負の遺産を残さないということを講演の中でおっしゃってまして、それで私の頭の中に浮かんだのは、やっぱりこの処分場のこともその一つなのかなというふうに市長の話聞いてまして。そうすると明野町と北杜市のいろんなそういうところで問題が発生した場合にどうしていくのか。現状の段階だとまだ事業団と県の皆さんが関わりになっておられるので、できるだけ安全ということに関して今後とも何かにつけこういう会議を用いて、いろんな数値に異常をきたした場合とか、招集なり何なりして意見を求めるのが必要じゃないかと思うんですけど。将来的な今後の進む方向とか閉鎖、廃止の後とかそういうことにもこの問題はまだまだ続くんではなからうかと思うんですけど。そのようにお願いしたいと思います。

<議長>

今の委員さんのご意見であります。将来に向けて事務局の方から提案があり、議論されることになると思うんですが、ただ今の地元の委員さんはこの案を認めたくないとおっしゃってる。地元でそう言われたら、もうどうしようもないんじゃないかな。安全性ということに関しては、少なくとも県はいい加減なことをしてるとは思えません。少なくとも善意で、事あれかしと設計したり計画してるとは思えないですね。そもそも論というのは先ほどもありましたけれども、そもそもなぜだという部分が必ずしも十分に説明されて

いるとは思えないけども、どうやら先ほどの説明では、途中でこの埋立が変更になったことによって、いろいろな齟齬をきたしていることかなと私は理解しました。そういうことで、そもそも違うではないかという疑問はやっぱり依然としてあるんだろうと思うんですが、基本的には、県及びセンターはこの処分場を安全に管理していきましょと。維持管理して、閉鎖し、廃止していくというプロセスをとりたいと。やってると私は理解しております。そういうもんだと思っておりますけれども、今のお話を聞いて、どうしましょか。どうぞ。

<副理事長>

先ほど私が話しましたように、処分場というのは沈下するものであると。ですから、今後、5年くらいすると安定的になると言われてますけれど、安定した後、今度は地元が、地元の財産区にこの土地を返還して、土地利用していく形になろうかと思えますけれど、その時点で今の天端より高くない、安全な形でもって整地をし直して、上に1 m以上の覆土がされてますので、法律上は50 cmあればいいということですので、地元の利用形態がどういう形で利用するかということもありましょけれど、排水もしっかりした排水を造って、そして土地が利用できるような形をとっていったらいいのではないかと。ですから、今の時点で土側溝にしているというのは、形状が決まっていないためにまだ土側溝にしているわけで、今過渡期というか、管理の途上であるということだと思えます。それで先ほど専門家のご意見も聞きたいというお話がありましたので、もしそうであれば、専門家の意見を一度私どもの方でしっかり聞いて、その意見としてどういうふうに判断するのか、今の地盤沈下等も含めてどういうふうに判断するのか、確認をしっかりしていきたいと思えます。

(傍聴席から複数の大声あり。)

<委員>

議長。議長。

<議長>

ちょっとお待ちください。どうぞ、もう少し。

<副理事長>

私どもからこの内容を詳細に説明して、安全性を認めると、こういうふうに金子先生はおっしゃっていましたが。おっしゃっていたということを私は聞きましたけれど。金子先生の意見として、しっかりその辺を検討して、もう一度その意見を聴いてきたいとい

うふうに思います。

<委員>

すみません。私はそういうことを言ったんじゃないありません。このところで、私たちが聞きたい。直接聞きたい。こういう場の時に。聞いたものを私たちに言うんじゃないなくて、このところへその人を呼んでもらって、そして実際に聞きたい。そういうことです。

<委員>

よろしいでしょうか。

<議長>

どうぞ。

<委員>

市としましても、最終的には地元を引き渡されるものですので、一時的な工事にしろ、やはり工法について事務局が金子先生の話伝えるということではなくて、できれば金子先生が一番いいでしょうけど、金子先生がもし体調が思わしくなければ、金子先生の推薦される先生がこの会議に出席していただいて直接説明をした方が、地元の方も安心されるのかなと思いますので、そういう形でやっていただければ有り難いというふうに思います。

<議長>

もう一遍開くということですか。

<委員>

そうですね、もうこれは閉鎖が決まって、最終段階に近い状態に入ってますから、やはり地元の区長さん方が不安だと、この工法に対してもうちょっと専門家の意見を直接聞きたいということであれば、それはそれでやはり。変な言い方ですけども、事業団と県に技術者は確かにいて、正しくやっていると私どもも認識はしていますけども、直接聞きたいということであれば、やはり直接聞く機会を設けてもらえれば有り難いというふうに思いますけれども。

<議長>

県が考えた、貯留構造物の上に土留を設けてやる形式と、貯留構造物そのものを活かした排水形態にするかと、それがどちらが安全かという話でよろしいですか。

<委員>

安全かというか、安心感と言った方がよろしいのかなと思いますけどね。技術的なことではなくて、やはり、まあそうかということでない。今の会議の内容を聞いてますと、どうしても信頼感がない、信頼関係が構築されていないなというところが見受けられるという、そういう意味です。

<議長>

吉澤委員さんか秋山委員さんか。

<事務局>

それでは、専門家からのご意見が聞きたいということですので。ただ、構造物自体の安全性に関する専門家とか、廃棄物のこともある程度理解している方とか、地盤沈下の問題とかありますので。金子先生は体調崩されておりますので、どういう方がいらっしゃるかこちらの方で検討させていただいたうえで、こういった場でもって、またご意見を聞くというような形をとらせていただきたいと思います。

<議長>

司会が不慣れで、十分に議論ができませんでしたが、今お話のように、もう一度委員さんのご要望に対して、どなたかにご説明の場を設けてくれるということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

<一同>

はい。

<議長>

ありがとうございました。それでは、時間が5時まであと30分ございませんけども、「その他」について何か事務局でございますでしょうか。

<事務局>

前回の安全管理委員会で、終わりの方ですけれども、委員の方から、漏水検知システムの判定図を、二回目の異常検知の調査以降、確認し始めてからの判定図を閲覧できるようにしてほしいということで、ご要望をいただきました。その際、事務局の方で検討することによって回答させていただいたところですが、検討させていただいた結果、今お配りしておりますけれども、閲覧させていただくということとなりました。ただ今、ファイ

リングした判定図を6冊閲覧に供しているところです。この判定図が、2回目の異常検知を受けまして、遮水シートの穴を補修した後から昨日まで、概ね15ヵ月分の判定図となっております。結果ですけれども、全て異常なしという結果となっております。測定は、基本的に一日4回実施しておりますが、それでは量がたくさんになってしまいますので、一日のうち1回分を抜き出して閲覧をさせていただいております。皆様にお配りしている6冊のファイルを合わせて15ヵ月分の判定図ということになります。以上です。

<委員>

はい。

<議長>

どうぞ。

<委員>

提案ですけど、もう時間がない中でこれ全部見せてもらいたいんですけど、それは時間がかかりますので、もしできましたら事務局へ私寄らせてもらいますので、今日でなくて。その時に見せていただくということにさせていただきませんか。希望のある委員さんはそういう形で、事務局で見させてもらう形をとった方がいいんじゃないかなという気がします。

<議長>

今の委員さんの提案について、事務局いかがでございましょうか。

<事務局>

もしこの後お時間が許すようであれば、私どもいますので御覧いただければと思います。また、それでも都合が悪いようであれば別途でも結構ですけれども。できればこの後御覧いただいた方が、こちらとすれば有り難いというふうに思います。

<議長>

じゃあそういうことで、今日これからが一番好都合と。都合が悪ければ然るべき時期にご提案でございました。委員さんの要望が理解されました。

じゃその次、「その他」ほかにございますでしょうか。あ、資料の2がございました。

<委員>

すみません。それでは。

<議長>

どうぞ、お願いいたします。

<委員>

はい。環境整備課の笹本と申します。前回、やはり委員から、浅尾区からお出しいただいた要望に対する回答についてご説明を、ということがありましたので、要望についての回答を配布させていただきました。時間も大分押してますので、簡単にご説明だけしたいと思います。要望の内容につきましては、ここの冒頭にありますように、埋め立てられた廃棄物の即時全量撤去を知事あてに要望するという内容で、要望書の方は省略させていただきました。それから、最初の段落にありますように、平成26年の4月7日付けで郵送で要望いただきました。回答の方ですけれども、一番下の段落、「このため」以下ですけれども、簡単に要約するような形で朗読させていただきます。事業団ではセンターの閉鎖につきまして、昨年12月18日に開催いたしました安全管理委員会におきまして、施設を閉鎖せざるを得ない事情や今後の処分場の管理方法等についてご説明させていただきました。その中でセンターにつきましては2度目の異常検知に関して設置した調査委員会において上層遮水シートに発生した損傷を通しての汚水漏れはなかったことが確認されており、さらに異常検知の発生からこれまで地下水のモニタリング結果にも異常がないこと、また、処分場は三層構造の遮水工が設置されており、同様の損傷が原因となって周辺環境に影響を及ぼすことはほとんど考えられないことから、施設の安全性は保たれていることを説明させていただきました。次の段落にいきまして、県としても、現状のまま維持管理を行うことに問題はなく、廃棄物の撤去は必要ないものと考えており、今後は事業団において廃棄物の飛散流出防止等のための最終覆土を行い、引き続き排水基準に適合するよう浸出水処理を行うとともに、地下水等のモニタリングを行う等、施設の安全性に留意しながら、水質や発生ガス等が廃止基準に適合するまで適切に維持管理を行って参ります。今後の維持管理の状況についても、施設が廃止されるまで引き続き設置していく安全管理委員会においてこれまでと同様に説明をさせていただきますという回答をさせていただいております。

この回答につきまして、自治会長さんの方に確認したところ、自治会の方々に回覧したことと、その回覧について自治会長の方に特に意見等ありませんでしたということをお聞きしました。以上です。

<議長>

ありがとうございました。この件に関してよろしいでしょうか。

<委員>

結構です。もうお答えいただきました。あとは浅尾区がこれに対してどう答えるかは今からの問題ですから結構です。

<議長>

本日より予定いたしました議事は一応終わらせていただきました。繰り返しになりますが、最初の覆土工事につきましては、もう一度ご説明いただくような機会を設けて、事務局でご検討いただきたいと思います。本日はそういうことで、これをもって終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

<司会>

委員長には、円滑な議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。以上をもちまして、本日の安全管理委員会を終了いたします。出入口の混雑を避けるため、先に委員の皆様にご退場をお願いいたします。報道機関及び傍聴者の皆様はその場でしばらくお待ちください。順次ご案内いたします。ありがとうございました。